

健生キッズベア

施設の所在地
事業開始年月日
設置者・管理者

愛知県名古屋市緑区神沢三丁目 114 番地
平成 29 年 12 月 1 日
有限会社健生メディカルコーポレーション
代表取締役 竹中敬一郎
施設長(保育責任者) 船橋恵子

提供する保育サービス

◇開所時間

◎月曜日～金曜日 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分
◎土曜日 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分

(延長保育についてはニーズがある場合のみ午後 6 時 31 分～午後 7 時 31 分。午後 7 時 30 分以降は応相談)

◇定員

12 名 (満 1 歳以上 10 人 満 1 歳未満 2 人 *変更あり) **うち地域枠は定員の 50%以内**
※ 自社枠 2 名、10 名分を共同利用枠および地域枠で利用。

◇保育内容・保育料金

◎月ぎめ預かり

0 歳児	1～2 歳児	3 歳児	4 歳児 以上
37,100 円	37,000 円	26,600 円	23,100 円

◎延長保育料金 (30 分単位) 300 円 ～ 400 円

※利用料金はお子さまの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問合せください。

※2019 年 10 月 1 日以降、保育料無償化の対象になっているお子さまに関しては保育料は無料になります。

※上記の料金のほか、別途食事代 3 歳児以上 (主食費 1,000 円・副食費 4500 円)、寝具一式貸費 (1,500 円)、オムツ廃棄代 (0 歳児 750 円、1・2 歳児 250 円)、講師料 (英語・運動) 2,500 円等がかかります。

◇保育従事者の配置 (うち保育士は半数以上)

0 歳児 概ね子ども 3 人に保育士 1 人以上
1 歳と 2 歳児 概ね 6 人につき保育士 1 人以上
3 歳児 概ね 20 人につき 1 人以上
4 歳・5 歳児 概ね 30 人に 1 人以上

※当施設は通常、上記の基準を踏まえて利用児童数により次のような保育従事者を配置しています。

12 名利用の場合 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 8 名 (保育士 8 名 その他 0 名)

***利用児童数に応じて必要保育従事者数プラス 1 名以上を配置します。**

※ 児童育成協会・名古屋市等の主催する研修への参加、施設内の研修により、職員の研鑽に努めています。

施設の概要

◇建物の構造 2 階建 木造 延面積 152 m²

◇主な設備

保育スペース 6.00 m²

ほふくスペース (ゲート区分) 29.86 m²

乳児スペース (ゲート区分) 9.96 m²

事務室 24.00 m² 調理室 18.00 m² 病児保育室 6.62 m²

その他 (トイレ・沐浴等) 57.56 m²

園庭 95.36 m²

当施設は、児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 59 条の 2 に基づき、設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 名古屋市 (子ども青少年局保育部保育運営課) TEL : 052-972-3972

保 険 に 関 し て

◇東京海上日動火災保険株式会社

保険種類		保険目的	補償内容	
火災保険		名古屋市緑区神沢 2 丁目 1409 番地	建物火災	8400 万円
			建物地震	2520 万円
賠償責任保険	施設賠償	名古屋市緑区神沢 2 丁目 1409 番地	対人・対物共通	1 名 1 億円
				1 事故 1 億円
			免責	10 万円
	生産物賠償	弁当（給食）	対人	1 名 1 億円
				1 事故 3 億円
				保険期間中 3 億円
		対物（保管物）	1 事故 500 万円	
			保険期間中 500 万園	
傷害保険		園児全員	死亡・後遺症	1000 万円
			入院	1000 円
			通院	3000 円

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害の 種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療費 ●医療保険並の療養に関する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害		障害見舞金 3,770 万円～82 万円 （通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 2,800 万円 （通学中の災害は 1,400 万円）
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800 万円 （通学中の災害は半額）
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400 万円 （通学中の災害も同額）

提 携 医 療 機 関

小児科：神沢クリニック	052-877-6647	〒458-0014 名古屋市緑区神沢 1-2007
院長：鈴木眞砂先生	9:00～12:00/16:00～18:30 木：16 時～18 時(PM のみ) 土：9 時～12 時(AM のみ)	
歯科：いわみ歯科クリニック	052-875-0418	〒458-0015 名古屋市緑区篠の風 2 丁目 421-1
院長：岩味 潤先生	9:30～13:00/15:00～19:30 土：14:00～19:30 木・日：休診	
外科：篠の風クリニック	052-879-3330	〒458-0015 名古屋市緑区篠の風 2 丁目 424-1
院長：池田修平先生	9:00～12:00/16:00～18:30 木・土：9:00～12:00(AM のみ)	

◇提携内容：健康診断・歯科検診および緊急時の対応

緊急時における対応方法

◇関係機関の連絡先

緑市役所	052-625-3951	民生子ども課民生子ども係 (保育園事務担当) 22 番窓口
	FAX:052-621-6858	
徳重支所	052-875-2213	区民福祉課保護・子ども係 (児童福祉担当)11 番窓口
	FAX:052-875-2215	
名古屋市中央児童相談所	052-757-6111	
名古屋市東部児童相談所	052-899-4630	〒458-0858 名古屋市鳴海字小森 48 番地の 5
	FAX:896-4717	
緑消防署(総務課)	052-896-0119	担当:米野(こめの)さん
緑警察署	052-621-0110	
緑保健所 生活環境課 食品獣疫課→ 保健予防課→	FAX:052-891-5110	〒458-0033 名古屋市緑区相原郷 1 丁目 715
	052-891-3632	
	052-891-3631	

◇保護者との連絡方法

自宅電話番号・携帯電話番号・職場(所属部署)電話番号を控え、連絡方法を各園児・保護者ごとに個別に取り決めている。

◇緊急時の対応マニュアル

厚生労働省の指導に基づく個別事例ごとの対応マニュアルを保管。

非常災害対策

◇関係機関の連絡先

上記「緊急時における対応方法」と同。

◇避難訓練の実施状況

毎月初めに避難訓練・防災訓練を実施し、その都度、計画書・報告書を作成し、評価反省を行う。

◇避難場所

一時避難場所:園庭(避難経路図に従って避難)

広域避難場所:名古屋市立神沢中学校(徒歩で避難。先頭及び最後尾に職員を配置)

◇避難方法

落下物・倒壊物に留意しながら徒歩で避難誘導する。

先頭及び最後尾に職員を配置する。

虐待防止に関して

◇研修実施状況

名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課等の主催する研修に参加し、施設内研修にて全職員に対してフィードバック・伝達を行なう。

◇虐待防止マニュアルの作成

厚生労働省発行のマニュアルを保管して職員で情報共有し、早期発見・防止に努めている

その他

- ・設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことはない。

苦情解決の仕組み（健生キッズベア）

当園の利用者が安心して、適切な児童福祉サービスを利用し、そのサービスに納得、満足できるよう、経営者及び客観性が確保できる第三者（名古屋市社会福祉協議会 以下市社協とする）による、適切な苦情解決体制の仕組みは下記の通り。

第1段階

各事業者は【苦情受付担当者】【苦情解決責任者】を整備し、適切な苦情解決に努めます。（社会福祉法第82条）

第2段階

各事業者は、利用者の立場や特性に配慮し、客観性を確保するため、【第三者委員】（市社協委託契約）を整備し、適切な苦情解決に努めます。

第3段階

当事者の話し合いでは解決できない場合、各都道府県に1箇所整備されている【運営適正化委員会】に申し出ることができます。（社会福祉法第83条）

ひとくちメモ

【運営適正化委員会】では虐待や不法行為のおそれがあると認められる場合は、都道府県知事（事業認可者）に速やかに通知することとなっています。

【苦情解決の仕組み図】

